

日本工業標準調査会 第17回適合性評価部会 議事録

1. 日 時：平成18年3月29日（水） 14：00～16：00

2. 場 所：経済産業省別館1028会議室

3. 出席者：正田部会長 東京理科大学工学部電気工学科教授
飯塚委員 東京大学大学院 工学系研究科 化学システム工学専攻教授
井須委員 (財)日本適合性認定協会専務理事
大隅委員 (財)日本品質保証機構専務理事
鬼丸委員 日本電気(株)政策調査部技術標準担当部長
合田委員 (財)日本ガス機器検査協会理事長
近藤委員 (社)日本電機工業会技術部長
佐野委員 主婦連合会事務局長
鈴木委員 (株)西友リアルソリューション品質管理グループ衣料品
住本委員 (独)製品評価技術基盤機構 認定センター技術顧問
瀬田委員 (独)製品評価技術基盤機構 認定センター所長
武田委員 (財)データベース振興センター専務理事
立石委員 (財)日本建築センター理事長
鳥居委員 (社)日本化学工業協会常務理事・標準化センター担当
西谷委員 日本検査キューエイ(株)代表取締役社長
前原委員 (社)日本鉄鋼連盟標準化センター顧問
矢萩委員 (財)日本船舶技術研究協会常務理事
若井委員 (財)日本規格協会理事

4. 議 題

- (1) 前回議事録について（報告）
- (2) 工業標準の制定等について（審議）
- (3) 平成18年度工業標準審議計画について（審議）
- (4) 適合性評価に係る各種施策について（報告）
- (5) その他

5. 資 料

- 1 第16回適合性評価部会議事録
- 2 工業標準の制定等に関する説明資料（資料2-1から2-6）
- 3 平成18年度工業標準審議計画（案）
- 4 適合性評価に係る各種施策について
 - 4-1-1 管理システム規格適合性評価専門委員会報告書フォローアップについて
 - 4-1-2 マネジメントシステム規格に関するISO TMB アドホックグループ報告書
 - 4-2 新JISマーク表示制度の進捗状況について
 - 4-3 相互承認を巡る最近の動向

6. 議事概要

(1) 議題1. 前回議事録について

事務局より資料1にて確定している旨を説明した。

(2) 議題 2. 工業標準の制定等について（審議）

事務局より資料 2-1 から 2-6 に基づき説明し以下のとおり了承された。

○工業標準の制定

J I S Q 0 0 6 0 適合性評価—適正実施基準

J I S Q 1 7 0 4 0 適合性評価—適合性評価機関及び認定機関の同等性評価に対する一般要求事項

○工業標準の確認

J I S Q 0 0 6 6 環境マネジメントシステムの審査登録機関に対する一般要求事項

J I S Q 1 7 0 2 0 検査を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項の確認

○工業標準及び標準情報の廃止

J I S Z 9 3 5 8 校正機関及び試験所の認定システム—運営及び承認に関する一般要求事項

J I S Z 9 3 6 1 認証機関及び審査登録機関の認定審査並びに認定機関に対する一般要求事項

標準情報 Q 0 0 0 2（タイプ II） 検査機関の認定を提供する機関に関する一般要求事項

(3) 議題 3. 平成 18 年度工業標準審議計画について（審議）

事務局より資料 3 の審議計画が了承された。また、資料 3 に掲げられた J I S 案等のうち専門委員会で調査審議するものについては、各専門委員会における議決をもって、適合性評価部会の議決とすることができる案件とした上、各専門委員会に付託することとされた。

(4) 議題 4. 適合性評価に係る各種施策について（報告）

事務局より資料 4 に基づき報告された。主なやりとりは以下のとおり。

○管理システム規格適合性評価専門委員会報告書フォローアップ

（若井委員）品質システム審査員と環境マネジメントシステム審査員の間に、質の確保に対する考え方の違いがある。品質システム審査員については研修機関が行う研修コースの承認をすすめているところ。

○新 J I S マーク表示制度の進捗状況

（合田委員）（財）日本ガス機器検査協会では、約 40 年にわたって、ガス機器についての製品認証を実施。新 J I S マーク表示制度については、その信頼性を確保しつつ、官から民として、制度主体の移行がすすめられている。新 J I S マーク表示制度は官と民との「ベストミックス」であると考え。耐震強度偽装の問題では、官と民とのベストミックスができていなかったのではなかったかという認識の下、新 J I S マーク表示制度では、民間が主体となって認証し、国で定期的に立入検査、試買試験を行うこととなっており、国と民間との協力関係が大事と考える。新 J I S マーク表示制度では、現在 8 機関が登録され、67 件の認証がされているようであるが、現状では、限られた分野に留まっていると考える。また、本年 1 月 6 日付で商務流通審議官及び産業技術環境局長名の姉齒問題に関連しての異例の通達が出されており、「基準への適合性の十分な確認、厳格な対応」が求められており、このことから、新 J I S マーク表示制度の普及拡大が必要。

(事務局) 認証対象となる「品目」の増加については、既登録機関の中には品目の拡大を申請しているところもある。

(佐野委員) 第三者機関が確認する行為についての信頼性確保は明確ではなく、むしろ不信感がある。JISマーク表示は任意制度ではあるが、信頼性の確保は必要であり、厳格に確認をお願いしたい。また、電池の例で規格番号が書かれているが、このアルファベットと数字の羅列が、消費者が見てもわからない。是非、判りやすくしていただきたい。さらに、JIS情報携帯サイトに関連して、その解説が専門家にとっては確かな言葉ではないが、消費者にとって理解できることが大切であり是非工夫してもらいたい。

(事務局) わかりやすい表示を考えていきたい。

(武田委員) 現在登録されている認証機関で認証可能な規格はどのくらいあるのか

(事務局) 調べてお答えしたい。

<結果>

①認証の対象となる規格として公表しているもの1716規格(3月20日現在経済産業省所管分)のうち、現在登録されている認証機関で認証可能なもの885規格(カバー率約52%)

②旧指定品目のJIS1052規格(経済産業省所管分)のうち、現在登録されている認証機関で認証可能なもの858規格(カバー率約82%)

○相互承認を巡る最近の動向

(武田委員) 相互の域外認定の仕組みに対して、MRAを結ぶ必要があるのか。

(事務局) 協定を結ぶ必要はないが、先方が協定を必要とする場合がある。

(井須委員) 従来型相互承認のメリットとして、「輸入国政府は輸出国内のCABの指定・監督を輸出国に行わせることが可能」とあり、我が国でも、相手国の認定機関に委ねることを確実に実施できるようにすることが必要。これができれば、相互域外認定のデメリットとして挙げられている「輸入国政府がCABの指定・監督を行うために、相手国に出向く」必要はない。

(飯塚委員) 2国間ではなく、多国間で同じスキームで相互承認をすることはできないのか。

(事務局) アセアン域内やAPECの枠組みで、電気製品やテレコムの相互承認が検討されているが、各国・地域の規制体系の差が大きくやりにくい。まずは、域内での基準の整合化が重要と思われる。

(5) 議題5. その他

次回会合は委員長と相談の上、別途連絡することとなった。

—以上—